

県内企業向け
令和元年度～

働き方改革促進施設整備補助金

女性や高齢者など多様な人材が働きやすい職場環境の整備費用の一部を助成することにより、企業の皆さまの
人材確保や従業員の方の職場定着を支援します。

対象地域：種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域

職場環境整備の例

●女性専用施設の新設・改修



●安全確保施設の新設・改修



支援内容

●整備費用の2分の1以内を補助（限度額500万円）

※補助を受けるためには上記以外の要件がございます。

くわしくは、下記の企業誘致担当までお気軽にお問い合わせください。

【鹿児島県庁産業立地課】 099-286-2984

【鹿児島県東京事務所】 03-5212-9062

【鹿児島県大阪事務所】 06-6341-5618

働き方改革促進施設整備補助金の概要

対象者

県内製造業事業者

※種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域

補助対象事業

- 1 女性専用施設（トイレ、更衣室等）の新設、改修
- 2 安全確保施設（スロープ等）の新設、改修

対象施設

下記に要する建築工事費、設備工事費、設計監理料、委託料、備品購入費

- 1 女性専用施設
トイレ、更衣室、休憩室、シャワー室、仮眠室、ベビールーム、ロッカーの整備費など
- 2 安全確保施設
手すり設置費、段差の改善工事費、負担軽減機器の購入費など

補助率

補助対象経費の1/2

補助限度額

1事業所につき500万円（1回限り）

募集方法

公募により実施（年10件程度）

※申請後、県において事業の必要性や実施効果などについて審査を行い、採択します